

○「児童虐待防止対策に関する業務の基本方針」(平成28年3月29日閣議決定)に基づき、児童虐待防止対策に関する企画及び立案並びに総合調整の業務が、内閣官房から厚生労働省に移管されたことに伴い、厚生労働省において、児童虐待防止対策に関し、関係府省庁間の必要な調整等を行うため、連絡会議を開催する。

## 1. 構成メンバー

○内閣府、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省（合計6府省庁）

## 2. 会議形態

### (1) 関係府省庁連絡会議（局長級会合）

- 趣 旨：連絡会議は、基本方針を踏まえ、関係府省庁が緊密に連携し、総合的な児童虐待防止対策について、政府全体で強化を図り、一層効果的に推進する。
- 開催頻度：必要に応じて開催
- 構成：議長：厚生労働大臣  
議長代理：厚生労働省雇用均等・児童家庭局長  
構成員：【内閣府】政策統括官（共生社会政策担当）（内閣府子ども・子育て本部統括官併任）  
【警察庁】生活安全局長  
【総務省】自治財政局長  
【法務省】民事局長、刑事局長、人権擁護局長  
【文部科学省】生涯学習政策局長、初等中等教育局長  
【厚生労働省】社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、政策統括官（社会保障担当）

### (2) 関係府省庁連絡会議幹事会（課長級会合）

- 趣 旨：幹事会は、連絡会議の下に、その方針を受けて、関係府省庁において相互に緊密な連携を取りつつ、総合的な児童虐待防止対策に適切に対応するため、情報の共有、具体的な連携・協力方法の検討、確認等を行う。
- 開催頻度：月1回程度
- 構成：議長：厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長（政策統括官付社会保障担当参事官室併任）  
構成員：各府省庁担当参事官、担当課長

※会議の庶務は、関係府省庁の協力を得て、厚生労働省において処理する。